

事務連絡
平成26年7月9日

一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局指導課

「医療施設における2014年度夏季の電力需給対策について」に係る
「2014年度夏季の需給ひっ迫時の対応について」の周知について

平成26年6月2日付け厚生労働省医政局総務課及び指導課事務連絡により、今夏の節電への協力をお願いさせていただくとともに、同年5月16日に開催された電力需給に関する検討会合で決定された「2014年度夏季の電力需給対策について」（以下「電力需給対策」という。）を周知させていただいたところです。

この電力需給対策の文中には、2の（4）の②に「需給ひっ迫警報の発出」に関する記載（※）があり、今般、経済産業省資源エネルギー庁から、警報発出までの概要にあたる「2014年度夏季における需給ひっ迫時の対応について」（以下「需給ひっ迫時の対応」という。）が示されました。

つきましては、需給ひっ迫時の対応をご了知いただくとともに、貴会の会員に対してご周知いただきますようお願いいたします。

※電力需給対策（抜粋）

2. 2014年度夏季の電力需給対策

（4）ひっ迫に備えた情報の発信

②上記の対策にもかかわらず、電力需給のひっ迫が予想される場合には、政府は、「需給ひっ迫警報」を発出し、一層の節電の協力を要請する。

【補足】

- この「需給ひっ迫警報」は、電力需給対策におけるあらゆる取組を実施しても電力がひっ迫する場合（発電所の想定外の停止など万一の事故等により予備率が3%を下回る場合等）に発出されるものであり、緊急かつ一層の節電を要請するものです（計画停電を知らせるものではありません）。
- 今夏、電力需給は大変厳しい需給状況にあるものの、東西融通等を行うことで予備率3%以上を確保できる見込みであるため、計画停電は行われません。

【問合せ先】

厚生労働省医政局総務課 平岡、伊藤

（電話）03-5253-1111（内線）4102，2519

2014年度夏季における需給ひっ迫時の対応について

前日18:00目処

①需給ひっ迫警報の発令(第1報)

・周波数変換装置(FC)を含め、他電力からの電力融通を最大限に受け、需給調整契約を発動しても、供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、ひっ迫電力管内に対し、前日18:00を目途に政府から警報(第1報)を発令。

※当日早朝や午前中に大型発電所の計画外停止が重なった場合等においては、急遽、警報を発令する場合がある。

当日9:00目処

②需給ひっ迫警報の発令(第2報)

・当日9:00を目途に政府から警報(第2報)を発令。

※必要に応じ、9:00以前に第2報を発令する場合がある。なお、需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には警報を解除する。

警報発令後も
予備率が1%を
下回る見通し
である場合

③需給ひっ迫警報の発令(第3報)と「緊急速報メール」の発出

・需給ひっ迫する2時間前を目安に、政府から警報(第3報)を発令するとともに、ひっ迫電力管内の携帯電話利用者に「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。

※緊急速報メールは、早朝・深夜の時間帯等、需要抑制効果が見込めないと判断される場合には送信しない。

節電協力による停電回避

【参考】需給ひっ迫警報本文(第1報イメージ)

1. 本日〇時〇分に●●電力管内において、〇〇発電所〇号機(定格出力〇〇万kW)が●●のため停止いたしました。今後、●●の修理を行うこととしていますが復旧の見込みについては未定です。
2. この停止を受けて、明日(〇月〇日(〇))の●●電力管内における〇:〇~〇:〇の電力需給は大変厳しく、電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%を下回り、〇.〇%となる見通しです。このため、●●電力管内に対し「電力需給ひっ迫警報」を発令します。
3. 需要家の皆様におかれましては、停電を回避するため、明日(〇日)は、生産・営業活動の抑制や家電製品の使用抑制を含め最大限の節電をお願いいたします。また、自家用発電機を設置されている事業者の皆様におかれましては、明日は、自家用発電機の最大限の稼働をお願いいたします。
4. 政府においては、引き続き、●●電力管内における需給バランスを注視し、随時、需給ひっ迫警報の続報を含め情報提供を行ってまいります。大変な御不便・御迷惑をお掛けしますが、停電を回避するため、節電への御協力と御理解をいただきますようお願いいたします。